

令和5年神審第31号

裁 決

貨物船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年12月17日13時31分

和歌山県和歌山下津港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

モーターボートB

総 ト ン 数 358トン

全 長 49.99メートル

登 録 長 6.33メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 735キロワット 84キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製セメント運搬船で、船橋前部中央にレーダー画面が表示できるモニターを備えた操舵スタンド、左舷側にレーダー2台、右舷側に機関遠隔操作盤等をそれぞれ装備し、a受審人ほか3人が乗り組み、高炉セメント504トンを積載し、船首2.97メートル船尾3.82メートルの喫水をもって、令和4年12月17日13時05分和歌山下津港和歌山北区を発し、広島港に向かった。

a受審人は、3海里レンジ及び6海里レンジでノースアップ表示としたレーダー2台をそれぞれ作動させ、離岸操船に引き続き、単独で操船に当たり、和歌山下津港の北区航路に続いて同港内を西行し、13時25分半僅か前田倉埼灯台から128.5度（真方位、以下同じ。）1.8海里の地点で、針路を274度に定めて自動操舵とし、折からの潮流によって右方に7度圧流され、10.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、定針したのち、自船の近くで発停等を繰り返す複数の漁船や釣り船（以下「発停等を繰り返す複数の船舶」という。）を認め、それらの動静に気を向けながら続航した。

a受審人は、13時26分半田倉埼灯台から132度1.64海里の地点に達したとき、正船首1,480メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を南東方に向けてほとんど移動しない様子から、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそ

れがある態勢で接近する状況であったが、発停等を繰り返す複数の船舶の動静に気を奪われ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく進行し、13 時 30 分半僅か過ぎ一等航海士と船橋当直を交替して操舵室後部の海図台で事務処理を始めたところ、13 時 31 分田倉埼灯台から 154 度 1.05 海里の地点において、A は、原針路、原速力のまま、その船首が B の左舷船首部に前方から 41 度の角度で衝突した。

当時、天候は雨で風力 2 の北風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には北北東方に向かう強い潮流があった。

また、B は、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機及び GPS プロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置等をそれぞれ備えた FRP 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、有効な音響信号を行うことができる手段として笛を備え、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0.3 メートル船尾 0.5 メートルの喫水をもって、同日 06 時 00 分和歌山下津港海南区の係留地を発し、和歌山県沖ノ島南方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、07 時 00 分前示釣り場に到着して沖ノ島周辺で移動しながら釣りをを行い、同島東方沖合で釣りを終え、13 時 05 分同沖合の釣り場を発進して帰途に就いた。

b 受審人は、釣り上げた魚をいけすからクーラーボックスに移すことやその魚の処理などの片付け（以下「釣りの片付け」という。）を行うこととし、13 時 16 分田倉埼灯台から 165 度 1.29 海里の地点で、船首を南東方に向け、機関を中立運転として漂泊し、折からの潮流によって 023 度の方向に 1.3 ノットの速力で圧流され、船尾甲板に移動して船尾方を向いた姿勢で釣りの片付けを始めた。

b受審人は、13時26分半田倉埼灯台から157.5度1.12海里の地点に達し、船首が135度を向いていたとき、左舷船首41度1,480メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣りの片付けに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に擦過傷を生じ、Bは、左舷船首部に圧壊、擦過傷等を生じて転覆し、のち廃船処理された。また、b受審人は、海上に投げ出されたところを付近の第3船に救助された。

(航法の適用)

本件は、和歌山下津港において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である港則法が適用される海域であるものの、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、和歌山下津港において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張

り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、和歌山下津港において、広島港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、発停等を繰り返す複数の船舶の動静に気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

b 受審人は、和歌山下津港において、釣りの片付けのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りの片付けに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月13日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美